

＼行動目標3／ しゅくみづくり（関係機関×社会福祉協議会）

1

多様な困り事を抱える方々への相談体制の充実

近隣との関係が希薄化し、困った時に「助けてほしい」と周りに相談しにくくなっています。複合的な課題を抱えた人は地域や他者とのつながりが弱い傾向にあります。地域の中で気軽に相談できる場所がないため、困りごとを話すことや周りが変化に気づくことができにくく、深刻な状況になることも心配されます。誰もが気軽に相談できる体制の充実を図ります。

2

社協組織基盤強化

社会福祉協議会は地域福祉の推進を使命とした協議体であり、その活動・事業は住民の代表である評議員会・理事会の決議を経て行われています。多種多様な事業を行っている現在、この「地域福祉活動計画」の策定にあわせて本会全体の経営指針を再認識し、職員ひとりひとりが一丸となって各事業を通して地域福祉を推進します。

3

広報活動の充実

インターネットや SNS の普及に伴い、私たちの周りには多くの情報があふれています。世代によって、情報収集の方法は様々であり、分野や内容に合わせた各種媒体による情報発信が求められています。本会が取り組む事業の他、町内における福祉活動や住民主体の取組や法制度の変化など、地域住民に必要な情報が適時行き届く工夫をします。

4

生活に関する支援の充実

介護保険サービスや障がい福祉サービスなど、対象者別に作られている福祉サービスがあります。しかし、私たちが暮らしている中でどうしても制度の狭間で困っている方もいらっしゃいます。本会では、その手の届かない部分を支援する事業を実施します。

5

権利擁護事業の推進

認知症や物忘れ、障がい等によって、自分の生活に必要な福祉サービスをはじめとするさまざまな契約について判断したり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難になっている方がいます。こうした方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために利用することのできる法人後見事業など、意思決定に課題を抱える方の生活をサポートします。

6

福祉サービスの充実

いくつになっても住み慣れた地域で暮らし続けたい想いを形にするため、介護保険などの福祉サービスを実施すると共に、住民個人の困りごとを地域の生活課題として受け止め、地域福祉コーディネーターにつなぐなどの対応を心がけます。



本編はこちらから



令和7年4月 第3次地域福祉活動計画【概要版】
発行・編集 社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会
〒399-0428 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富 2681-1
TEL：0266-41-4500 FAX：0266-41-1525

第3次地域福祉活動計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

【概要版】



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する営利を目的としない民間組織です。昭和26(1951)年、戦後の混乱期を経て中央・地方の民間社会福祉活動の強化をはかるために、社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)の第74条に都道府県社会福祉協議会、第83条に現在の全国社会福祉協議会が規定され、(財)中央社会福祉協議会として発足。その後、昭和30(1955)年に「(福)全国社会福祉協議会」へ名称変更されました。辰野町では、昭和32(1957)年辰野町に社会福祉協議会が設立され、昭和51(1976)年社会福祉法人辰野町社会福祉協議会として法人化されました。

発足後、町内で地域に暮らす住民の他、民生委員・児童委員、社会福祉施設や社会福祉法人などの福祉関係者など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実践を目指した活動を行っています。

地域福祉に関する動向と計画策定の目的

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっています。加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれています。このような地域の状況を踏まえて、厚生労働省は「生活保護・福祉一般」分野の政策について次のように記述しています。

地域共生社会の実現に向けて

- 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
- 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会

の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指しています。



計画の概要

(1) 位置づけ

辰野町における地域福祉推進のための計画としては、行政が策定・推進している「地域福祉計画」があります。この計画は、「地域における高齢者、障がい児・者、児童、その他の福祉に関する各分野における共通的な事項」を記載しており、いわゆる福祉・健康分野や各計画の「上位計画」として位置づけられています。

(2) 期間

計画の期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間としています。





第3次地域福祉活動計画の体系図



基本理念を実現するための3つの柱を掲げ、施策を推進します！

行動目標1 つながりづくり（住民×社会福祉協議会）

1

生きがいづくりや多世代交流の推進

辰野町のみならず、アフターコロナの傾向として、外出の機会や友人・知人・地域での交流が特に高齢者の間で減少している傾向にあります。心身機能の低下やフレイルの進行が懸念されているため、地域における外出の機会を創出し、生きがいづくりや多世代交流を進めます。

2

地域と共に子育て支援の推進

子どもたちの健やかな成長は、地域の宝物です。ヤングケアラーやダブルケアラーといった、複合的な課題を抱える世帯や家族の多様な在り方が見られる現在、地域ぐるみで子どもを大切に、見守る環境を作っていく事。そして、子ども達のみならず子育て世帯への様々な支援を行います。

3

ボランティア・地域活動の推進

少子高齢化により、地域活動（各区の運営や環境美化活動、文化・伝統の保存など）やボランティア活動の担い手が減少しており、地域活動やボランティア活動は重要な事だと思っている方が多い一方で、「仕事などでそこまで手が回らない」といった声も聞かれます。平成28(2016)年6月に公表されたニッポン一億総活躍プランで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現するために参加支援の機会を創ります。

4

地域における助け合い活動の基盤づくり

隣近所との関係が希薄化し、困った時に「助けてほしい」と周りに相談しにくくなっています。また、「個人情報」という言葉の元に地域で見守り合う・支え合う事をためらう方も多いのではないのでしょうか。個人の意思を尊重しながら、「困った時はお互い様」と言い合える地域づくりを目指します。

5

福祉教育の推進

住民の福祉力を育てるという福祉教育は障がい者や高齢者の生活を疑似体験する従来のプログラムに留まるのではなく、ボランティア活動等の地域貢献学習を積極的に推進し、子どもの成長に合わせた段階的な取り組みの提案が求められています。思いやる気持ちを育み、自分の価値観とは異なるものを認め、多様性を尊重できる社会を目指します。

行動目標2 まちづくり（関係機関×社会福祉協議会）

1

ボランティアセンター機能の強化

地域における生活課題を地域住民が主体的に解決していく方法の一つとして、ボランティア・市民活動の存在があります。ボランティアセンターは地域住民からの様々な声を地域ニーズとして受け止めるだけでなく、社会資源の開発やヒト・コト・モノを有機的に結び付ける中間支援の役割も持っています。それらを充実させ、地域住民をはじめとした地域の関係者・諸団体が「まちづくり」の主体であるという意識を育みます。

2

全世代型の居場所づくり

高齢者だけでなく、子どもたちや子育て中の人、若者世代、生活に困窮する人たち、障がいを持つ人たち、認知症の人たちなどあらゆる世代における課題を解決する方法は、人と人がつながることがきっかけになると言われています。いつでも誰でも居場所づくりでは「行きたい居場所」が「楽しい場所」となり、「楽しい関係」が生まれ「助け合う関係」の『共助』に発展します。「助け合う関係」が広がるためには、誰もが参加できる居場所づくりに取り組みます。

3

福祉団体や各区など各種団体との連携

地域福祉の推進は社会福祉協議会の使命ですが、単独でその実現と持続可能性を担保するのは困難です。地域生活課題の解決に向けて、地域の関係者・団体をつなぎ、互いに学び合い、協働できる場（プラットフォーム）を提供します。

4

地域防災体制の強化

近年、日本全国で様々な自然災害が発生しており、災害における意識が高い傾向にあります。災害時に支援を必要としている方々への支援や情報共有の方法などの検討が必要です。災害時におけるボランティアの養成などと併せて、日頃から支え合いの意識が高まるような取り組みを行います。

